

○甲賀市国民健康保険条例

平成16年10月1日

条例第106号

改正 平成18年9月11日条例第40号

平成20年3月11日条例第15号

平成20年12月15日条例第50号

平成21年9月4日条例第55号

平成23年3月8日条例第8号

平成25年12月18日条例第36号

平成26年12月17日条例第30号

平成29年12月27日条例第34号

令和2年5月1日条例第17号

(市が行う国民健康保険)

第1条 市が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(国民健康保険運営協議会)

第2条 国民健康保険事業の運営に関する事項につき市長の諮問に応じて審議し、又は必要に応じ建議するため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の規定に基づき、甲賀市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 委員は、市長が委嘱する。

3 協議会の委員の定数は、次に定めるところによる。

(1) 被保険者を代表する者 5人

(2) 保険医又は保険薬剤師を代表する者 5人

(3) 公益を代表する者 5人

(4) 被用者保険等保険者を代表する者 3人

4 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様

とする。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

(一部負担金)

第4条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

(1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌月以降であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3

(2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2

(3) 70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合(次号に掲げる場合を除く。) 10分の2

(4) 法第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3
(出産育児一時金)

第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万4,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。

(葬祭費)

第6条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として5万円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（保健事業）

第7条 市は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。

（1）健康教育

（2）健康相談

（3）健康診査

（4）前3号に掲げるもののほか、被保険者の健康の保持増進又は保険給付のために必要な事業

2 市は、被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために次に掲げる事業を行う。

（1）病院の設置

（2）診療所の設置

（3）前2号に掲げるもののほか、被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業

第8条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別にこれを定める。

（被保険者でない者の利用料）

第9条 被保険者でない者に、第7条の保健事業を利用させる場合における利用料については、別に定める。

（国民健康保険税）

第10条 市は、世帯主に対して、別に定めるところにより国民健康保険税を課する。

（罰則）

第11条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し10万

円以下の過料を科する。

第12条 市は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法第113条の規定により、文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第13条 市は、偽りその他不正の行為により、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第14条 前3条の過料の額は、情状により市長が定める。

2 前3条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前に、出産した者に係る出産育児一時金又は死亡した者に係る葬祭費の支給については、合併前の水口町国民健康保険条例（昭和34年水口町条例第3号）、土山町国民健康保険条例（昭和34年土山町条例第8号）、甲賀町国民健康保険条例（昭和34年甲賀町条例第1号）、甲南町国民健康保険条例（昭和34年甲南町条例第4号）又は信楽町国民健康保険条例（昭和34年信楽町条例第11号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の出産育児一時金及び葬祭費の例によるものとする。

3 この条例の施行の日の前日までに合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

5 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができな

いとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

6 傷病手当金の額は、一日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

7 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

8 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、第6項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

9 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

10 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

付 則（平成18年条例第40号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前に、出産した者に係る出産育児一時金の支給については、改正後の甲賀市国民健康保険条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成20年条例第15号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の療養の給付に係る一部負担金については、改正後の甲賀市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に、死亡した者に係る葬祭費の支給については、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成20年条例第50号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、出産した者に係る出産育児一時金の支給については、改正後の甲賀市国民健康保険条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成21年条例第55号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

付 則（平成23年条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、出産した者に係る出産育児一時金の支給については、

改正後の甲賀市国民健康保険条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成 25 年条例第 36 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 26 年条例第 30 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、出産した者に係る出産育児一時金の支給については、改正後の甲賀市国民健康保険条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成 29 年条例第 34 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 2 条第 4 項の規定は、この条例の施行の日以後に選任された委員について適用し、現に委員であるものについては、なお従前の例による。

付 則（令和 2 年条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の付則第 5 項から第 10 項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和 2 年 1 月 1 日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。